

Title	「『左伝』の占星記事について」補論
Author(s)	塩出, 雅
Citation	中国研究集刊. 1986, 3, p. 15-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60963
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「『左伝』の占星記事について」補論

塩出雅

『東方宗教』第六号（一九六〇年）に、「『左伝』の占星記事について」と題する小論を発表した。ここでは、占星の契機となった天文事象（日食・彗星・歳星へ木星の所在）によって分類し、その説明に用いられる諸論理を検討した。その結果、理論としては、陰陽説・五行説・アナロジー・共時性・分野説などが使用されており、天譴説の意味が含まれないことから、占星記事の基となった伝承は、戦国末期から漢初にかけてのものと推定したのである。

同論で言及したものも含めて、左伝の占星記事に諸事項をまとめれば、表Ⅰのようになる。

ところで、同論中に、「分野説については別稿に委ねるが、結論だけを言えば、同じ次に豕韋・厥訾之口や玄・顛頊之虚といった名の違いや、鳥帑などが出てくることから、十二次名が確定する以前のものと推定する」（82頁）と記した。結論は今も改める気はないが、分野説の成立等については、その異同

を表示していきさか説明を加えれば、ほぼ私の考えを述べることができよう。ここで当面の責を塞ぐことにする。なお、問題としているのは十二ないし十三分野説である。ほかに九州説や北斗七星と関連する分野説もあるが、除外する。そこで表Ⅱ表Ⅲを示す。

表Ⅱをみれば、二十八宿を、十二に分割するのは、漢書律曆志が初めであり、そこでは分野の配当をなされていない。従って「前漢時代には十三分野説が支配的な地位を占めていた」（小島祐馬『古代支那研究』47頁）ことは間違いない。だが「後漢以後、始めて十二分野説が確立したようである。それは十二支や十二次に配当して分野を定める考えが確立したためである」（60頁）とするのは、いかがであろうか。

もっとも、小島氏は左伝などを除外して述べられるのであるが、津田左右吉氏にいたっては、十二次名は前漢末に至って始めて用いられたもので、左伝の占星記事はそれ以後の創案で

あるとする。(『左伝の思想史的研究』)

津田氏の説には、既に鎌田正氏の反論もあるが(『左伝の成立とその展開』)、ここで問題となるのは、④天空を十二に分けたのは何時頃からか、⑤ある星なり十二次と特定の地域との関係は何時頃考えられたか、そして、⑥十三分野説の由来は、ということであろう。

④天空を十二に区分するのは、実は漢書以前に遡るのである。既に淮南子・史記などでも歳陰の所在を示すために十二に分けているが、前一六八年のものとされる馬王堆三号墓出土の「五星占」の木星に関する記述には、「東方は木、……その神は上りて歳星となる。歳ごとに一国におり、歳を司る」とある。木星が約十二年で一周天することは知られていたから、これは前一六八年以前に十二分野説が考えられていた明証である。ただここでは、十二次の名称や分野の配当は示されていない。

⑤分野の配当のもととなる、ある星と特定の地域との関係が何時頃始まったかは明白にできない。とはいえ、小島氏も既に指摘しているように、昭公元年の言葉に見られるような、宋と大火、晋と参(実沈)などの関係は、決して新しいことではなからう。このような関係の存在を認めなければ、漢代の十三分

分野説の説明がつかないのである。

⑥もし十三分野説が始まるとするならば、十三という数は何を根拠にしたものか、また、燕と越が隣りあうように、分野の国に規則性がないのかが説明されねばならない。そもそも13は自然界では見出し難い数であって、十三分野説は武帝が十三州を置いたことに発すると考えるのが妥当であろう。そして十三分野説が成立するためには、それ以前の分野説の存在が想像されるのである。また、十三分野説が成立する際、当時の伝承を組み入れたがために、分野の国があちこちするのである。このように考えるとき、左伝にみえる十二次名は古い伝承を今に伝えるものである。(表III)ただ、十二次に分けていても、漢書や晋書のように度数を付したのではなく、漠然と「あの星のあたり」と考えていたのであろう。その意味では、淮南子や史記の表記の方がより近いといえる。そしてここでは玄枵と顛頊之虚、姫訾之口と豕韋のように同一の次に異なった名称が存在する。それは二十八宿の度数に二系統あるように(表II)、いくつかの流派の存在を推測させる。左伝の占星記事は、名称が確定する以前の状況を示し、玄枵と斉、大火と宋などの関係、即ち十三分野説がみられるのである。

時	基となる事象	予言者	予言内容	使用した理論	備考
文公14年	彗星	叔服	宋・斉・晋君の死		5
襄公28年	歳星の異常	梓慎	宋・鄭の飢饉	分野説(？)・アナロジ	7
同	同	裨竈	周王・楚子の死	分野説	8
襄公30年	歳星の所在	同	伯有の死		(28)
昭公6年	火(アンタレス)	士文伯	鄭の火災	アナロジ	A
7年	日食	同	衛君・魯卿の死	分野説	2
8年	歳星の所在	史趙	陳の興廢	共時性・アナロジ	10
9年	同	裨竈	同	五行説	
10年	妖星	同	晋君の死	分野説・アナロジ・共時性	9
11年	歳星の所在	萇弘	蔡・楚の興廢	共時性	11
17年	彗星	申須	諸国の大災	アナロジ	6
同	同	梓慎	宋・衛・陳・鄭の火災	アナロジ・分野説・五行説	6
同	同	裨竈	同		6
21年	日食	梓慎	災をなさず	陰陽説	1
24年	同	同	水害		3
同	同	昭子	旱害	陰陽説	3
31年	同	史墨	呉・楚の興廢	五行説	4
32年	歳星の所在	史墨	同	分野説	12

注 備考欄の数字は小論と対応。Aは占星でないとと思われるもの、Bは儒家による潤色のあることを示す。

表Ⅰ 分野の異同と二十八宿の度数

奎	東壁	營室	危	虚	須女	牽牛	斗	箕	尾	心	房	氏	亢	角	名	
16	9	16	17	10	12	8	26	11 $\frac{1}{4}$	18	5	5	15	9	12	二十 淮南 子天 文訓	
16	9	16	17	10	12	8	26	11	18	5	5	15	9	12	漢書 律曆 志	
17	10	18	16	10	11	7	24 $\frac{1}{4}$	10	18	5	5	16	10	13	後漢 書律 曆志	
11	15	20	6	14	10	9	22	10	9	11	7	1	11	1	汝陰 侯二十 八宿盤	
魯		衛		齊		吳		越		燕		宋		鄭		准南子 天文訓
28		25		27		12		34		29 $\frac{1}{4}$		25		21		史記天官書 (漢書天文志)
		并州		青州		揚州 婺女 30		江、湖 26		幽州		豫州 10		(兗州·鄭) 36		
魯		衛		齊		粵		吳		燕 析木 ※2		宋		韓 ※1 (陳·鄭) 寿星		漢書地理志
奎 5、4		危 16、15		婺女 8、7		斗 12、11		尾 10、9		氏 5、4						漢書律曆志
		諷管 31		玄枵 30		星紀 30		析木 31		大火 30		寿星 31				
		并衛 州		青齊 州		揚吳 越		幽燕 州		豫宋 州		兗鄭 州				十二次 度数
		并衛 州		青齊 州		揚吳 越		幽燕 州		宋·豫 州		兗鄭 州				州郡次

		奥鬼					莒莒				
軫	翼	張	七星	柳		東井	參	畢	昴	胃	婁
17	18	18	7	15	4	33	9 2	16	11	14	12
17	18	18	7	15	4	33	9 2	16	11	14	12
18	19	17	7	14	4	30	8 3	16	12	15	12
□	□	□	12	18	5	26	9 6	15	15	11	15
十三	楚 35		周 40		秦 37		趙 11		魏 41		
十三	荊州		三河		雍州		益州		冀州 27		徐州 42
十三	楚		周 鶉火 5		秦 鶉首 4		魏		趙 ※3		
十二	軫 12 11	張 18 17		柳 9 8		東井 16 15		畢 12 11		胃 7 6	
十二	鶉尾 30		鶉火 31		鶉首 30		実沈 31		大梁 30		降婁 30
十二	鶉尾 荆楚 州		鶉火 三周 河		鶉首 雍秦 州		実沈 益魏 州		大梁 冀趙 州		降婁 徐魯 州
十二	荆楚 州		三周 輔		雍秦 州		益魏 州		冀趙 州		徐魯 州

(注)

「汝陰侯二十八宿盤」については、潘璣「我國早期の二十八宿觀察及其時代考」(中華文史論叢一九七九一三)に表八参照。
 ※1「自東井六度至亢六度、謂之壽星之次、鄭之分野、与韓同分」※2「自危四度至斗六度、謂之析木之次、燕之分也。」と、それぞれ文末にあるが、理解できない。あるいは王先謙の言うように、伝写の誤りかもしれない。
 ※3胃が魯・趙いづれに属するか明記されていない。今仮りに王先謙に従うことにする。
 ※4「自井十度至柳三度、謂之鶉首之次、秦之分也。」※5「自柳三度至張十二度、謂之鶉火之次、周之分也。」

表Ⅲ 左伝及び国語にみえる十二次名

鶉尾	鶉火	鶉首	実沈	大梁	降婁	娥訾	玄枵	星紀	析木	大火	寿星	
	鶉火(昭8・9)			大梁(昭11)	降婁(襄30)	娥訾之口(襄30) 豕韋(昭11)	玄枵(襄28) 顛頊之虛(昭10)	星紀(襄28)	析木之津(昭8)	大辰之虛(昭17)		春秋左氏伝
	鳥裕(襄28)											国語
鶉尾	鶉火		実沈	大梁			天竈		析木之津	大火	寿星	
(晋・四・1)	(周・下・7)		(晋・四・12)	(晋・四・12)			(周・下・7)		(周・下・7)	(晋・四・12)	(晋・四・1)	

*左伝などの「歳在○○」は歳星の所在の表記法であり、既に歳星が十二年で一周天することは知られていた。そこで、ここでは十二年一周天の考えに基づいて名称を整理した。なお、鳥裕はとりあえず、杜注に従って鶉火鶉尾を併せた名称としておいた。左伝では鳥裕と周楚の関係をいうが、国語では鶉火を周の分野としており、左伝にも鶉火の名が見えるからである。